



# 加工食品に関する用語の整理について

平成26年5月14日

消費者庁食品表示企画課

## 目次

- 加工食品に関する用語の整理について……3
- 食品表示基準における用語の使用の  
考え方について…………… 4
- 食品表示基準における用語の整理の  
具体例…………… 6

## 加工食品に関する用語の整理について

● 現行の食品衛生法、JAS法、健康増進法に基づく表示の基準相互間においては、必ずしも用語が統一的に使われているとは限らない(※)。

※ 具体的には、6・7頁を参照。

● これら3法に基づく基準を統合する食品表示基準においては、用語の使い方が異なる点を整理・検討し、統一的な規定ぶりしたい。

● 本資料においては、用語の使い方が異なる主な点について整理・検討する。

(注) 食品以外の用語及び食品に関する用語(生鮮食品、添加物、業務用食品に関するもの)については、第4回生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会で提案し、食品に関する用語(加工食品に関するもの)については、本調査会で提案する。

# 食品表示基準における用語の使用の考え方について①

【第4回生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会 消費者庁提出資料4頁より】

## ●用語の整理の基本的方針

(ア)	異なる用語(用語Aと用語B)が類似の意味を表している場合 例:「水産物」「鮮魚介類」	→ 使い分けを含めて検討
(イ)	異なる用語(用語Aと用語B)が同じ意味を表している場合 例:「食品添加物」「添加物」	→ 用語をどちらかに統一
(ウ)	同じ用語が異なる意味を表している場合 例:「食肉」(JAS法の「食肉」は、食品衛生法の「食肉製品」と「食肉」のどちらも示す意味を持つ点で、食品衛生法の「食肉」よりも広い意味を有する。)	→ 意味をどちらかに統一

## 食品表示基準における用語の使用の考え方について②

【第4回生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会 消費者庁提出資料5頁より】

### ●(ア)【使い分けを含めて検討】の整理の考え方

・異なる用語それぞれが示す意味を改めて確認し、その内容の違いに留意して、現行の用語のまま、使い分けを維持することを検討する。

・検討の結果、用語を統一しても義務範囲が変更されず特段使い分ける必要性がない場合や、食品表示法における用語と統一する必要があるため使い分けるべきでない場合など、用語の使い分けが妥当でない場合は、どちらかに統一する。

### ●(イ)【用語をどちらかに統一】と(ウ)【意味をどちらかに統一】の整理の考え方

・すでに食品表示法や食品衛生法などの法律に定義がある用語や使用されている用語は、その意味を採用する。また、他の関係法令との関係で齟齬が生じないように留意する。

・どちらに統一すべきかの理由に乏しい場合は、世間でより認知されていると思われる用語や、一般的になじみがあると思われる用語に整理する。

# 食品表示基準における用語の整理 の具体例

## 食品表示基準における用語の整理(具体例)

(イ)異なる用語(用語Aと用語B)が同じ意味を表している場合→ 用語をどちらかに統一

JAS法	食品衛生法	健康増進法	食品表示基準
食用油脂、油脂	油脂	食用油脂	<p><b>食用油脂(表示に現れる場合のみ、「油脂」)</b></p> <p>【理由】「食用油脂」も「油脂」も食用植物油脂、食用動物油脂及び食用加工油脂を指す同様の意味と考えられるが、JAS法の中で一般的に「食用油脂」が使用されており、世間でより認知されていると考えられるため、引き続き「食用油脂」を使用したい。ただし、ファットスプレッドの「油脂含有率」のように「油脂」という用語が表示に現れる場合は、表示面積を拡大しないように「油脂」を使用する。</p>

(ウ)同じ用語が異なる意味を表している場合→ 意味をどちらかに統一

JAS法	食品衛生法	健康増進法	食品表示基準
食肉製品	食肉製品	—	<p><b>JAS法の「食肉製品」「食肉」を使用し、食品衛生法由来の表示義務(鳥獣の種類や乾燥食肉製品である旨など)については、従来の義務の範囲を変えないように留意して規定する。</b></p> <p>【理由】JAS法の「食肉製品」とは、加工食肉製品(ハム類、ソーセージ類、ベーコン)、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品(つくだ煮、かすづけ肉、ペースト類、肉のエキスなど)をいう。食品衛生法の「食肉製品」とは、ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの(食品衛生法施行令第1条)をいい、缶詰・瓶詰や冷凍したものも含まれている。JAS法の「食肉製品」の方が、食品衛生法上は「食肉」に該当するもの(味付け肉など)などが含まれる点で広い意味を有する。</p> <p>JAS法の「食肉」は、食品衛生法の「食肉製品」と「食肉」のどちらも示す意味を持つ点で、食品衛生法の「食肉」よりも広い意味を有する。</p>
食肉	食肉	—	